

質問	育時短時間勤務制度の最新事例がみたい。
該当資料	<p>-図書-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『雇用均等基本調査結果報告書 平成25年度』 / 厚生労働省雇用均等・児童家庭局編；厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課，2015 ※ 事業所調査 調査内容に「育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合」などのデータの記載あり。 -関連事項- 最新版『雇用均等基本調査結果報告書 平成26年度』 web版 http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-26r-07.pdf ・『男女正社員のキャリアと両立支援に関する調査結果(2分冊)』 / 労働政策研究・研修機構編；労働政策研究・研修機構，2014 ※ 調査内容に育児休業制度の対象となる子の上限年齢の規模別・産業別のデータの記載あり。 web版 http://www.jil.go.jp/institute/research/2013/106.html ・『なぜ、女性が活躍する組織は強いのか？—先進19社に学ぶ女性の力を引き出す「仕組み」と「習慣」』 / 麓幸子編；日経BP社，2014 ※ 内容に「高島屋 / 育児、介護ともに5パターンの短時間勤務制度」などの企業事例の掲載あり。 <p>-雑誌記事-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「企業における女性活躍の推進」労務事情1305号 2016.1.1・15 産労総合研究所 p6-45 ※記事内容に株式会社クレディセゾンの育児短時間勤務制度について記述あり。 ・「事例1/ユニクロスタッフが主役の“個店経営”実現に向けて、時短勤務も認める地域限定社員の活躍を推進—(特集2 勤務地限定正社員制度の活用事例—制約を抱える人材の確保・定着を起点に「多様な働き方」の制度整備を進める—)(古河健介 佐々木彩)」労政時報 3897号 2015.10.23 労務行政 p55-66 ※社員・時短社員・準社員の育児時短取扱いの記述あり。 ・「特集 短時間正社員制度の現状—多様な働き方の仕組みを用意して人材の定着・活用を図る—」労政時報 3839号 2013.2.28 労務行政 p45-86 ※明治安田生命、大丸松坂屋百貨店、クロスカンパニー各社の介護短時間勤務制度の紹介記事あり。 ・「事例2/リコー株式会社—働きやすさを実現し新たな価値創造へとつなげる—(特集1 勤務時間の柔軟化)(荒木優一 藤野亜希子)」人事実務 1153号 2015.10 産労総合研究所 p18-23 ※育児休業・育児時短勤務などの両立支援策の記述あり。 ・「株式会社リコー—短時間勤務制度などの両立支援により男女の平均勤続年数の差がほぼ解消—(新春企業訪問 正社員の多様な働き方を支える制度—勤務地限定や短時間勤務制度が優秀な人材の確保と定着につながる—)」労働基準広報 1841号 2015.1.11 労働調査会 p24-29
内容	<p>当コーナーOPAC (URL:http://sv2.opac.jp/paop/cgi-bin/index.cgi?LibId=059td4q)で「育児」、「短時間」、「時短」、「ダイバーシティ」、「両立支援」などのキーワードを組み合わせ雑誌記事索引を中心に検索した。</p> <p>図書では、女性雇用管理関係の書棚から、女性の活躍推進などの資料を手に取り、育児休業・短時間勤務など企業事例の掲載がある資料を選んだ。また、データ関連の資料は、雑誌記事の出典情報などを頼りに、公的機関が発行する調査などを中心に探した。</p>